

令和元年 7月3日

原子力規制委員会 殿

東京都港区新橋5丁目11番3号
住友金属鉱山株式会社
代表取締役社長 野崎 明 印

廃止措置終了確認申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の5第3項において準用する法第12条の6第8項の規定に基づき、令和元年5月10日をもって申請しました住友金属鉱山株式会社経営企画部グループ事業管理室技術センターにおける核燃料物質の使用に係る廃止措置の終了の確認申請書を別紙のとおり一部補正いたします。

1. 補正の理由

- (1) 添付資料1-1について黒塗りした部分の、黒塗りを無くしたため。
- (2) 添付資料1-2について記載事項の適正化を行ったため。

2. 補正に係る事項

令和元年5月10日をもって申請しました住友金属鉱山株式会社経営企画部グループ事業管理室技術センターにおける核燃料物質の使用に係る廃止措置の終了の確認申請書の記述を「核燃料物質の使用に係る廃止措置終了確認申請書の補正申請書 新旧対照表」のとおり一部補正いたします。

核燃料物質の使用に係る廃止措置終了確認申請書の補正申請書 新旧対照表

住友金属鉱山株式会社 経営企画部 グループ事業管理室 技術センター

① 修正

添付資料 1-1

売買契約書

株式会社山形建設（以下「甲」という。）と株式会社ジエー・シー・エー（以下「乙」という。）とは、下記記載の建物の（以下「本件建物」という。）およびその附属設備等（以下「本件設備」という。）について、以下のとおり売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）
甲は、本件建物を乙に売り渡し、乙はそれを買収する。

第2条（売買代金）

[Redacted]

第3条（本件建物の対象範囲）

[Redacted]

第4条（所有権移転および登記時期）
本建物の所有権は、本契約の締結をもって、甲から乙に移転する。

第5条（引渡し）
甲は、本建物を本契約の締結日と同時乙に引渡す。

第6条（登記）

[Redacted]

第7条（その他の事項）

[Redacted]

①

売買契約書

株式会社山形建設（以下「甲」という。）と株式会社ジエー・シー・エー（以下「乙」という。）とは、下記記載の建物の（以下「本件建物」という。）およびその附属設備等（以下「本件設備」という。）について、以下のとおり売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）
甲は、本件建物を乙に売り渡し、乙はそれを買収する。

第2条（売買代金）

[Redacted]

第3条（本件建物の対象範囲）

[Redacted]

第4条（所有権移転および登記時期）
本建物の所有権は、本契約の締結日をもって、甲から乙に移転する。

第5条（引渡し）
甲は、本建物を本契約の締結日と同時乙に引渡す。

第6条（登記）

[Redacted]

第7条（その他の事項）

[Redacted]

補正前

第1条（改正前）

第2条（改正前）

第3条（改正前）

第4条（改正前）

第5条（改正前）

第6条（改正前）

[Redacted content for '補正前' column]

①



第1条（改正後）

第2条（改正後）

第3条（改正後）

第4条（改正後）

第5条（改正後）

第6条（改正後）

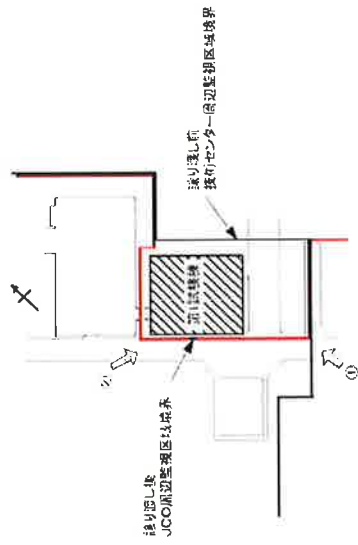
[Redacted content for '補正後' column]

補正後

備考

○ 修正

図1 周辺監視区域境界の変更前後の写真



写真撮影方向①



写真撮影方向②



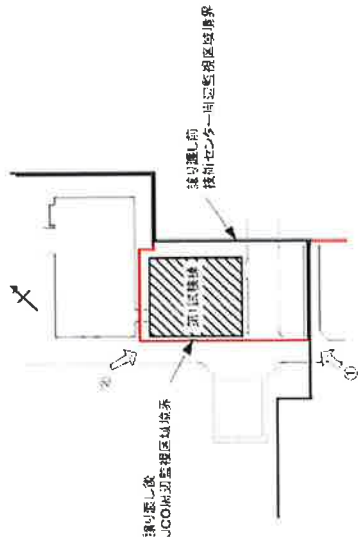
①



写真撮影方向②



図1 周辺監視区域境界の変更前後の写真



写真撮影方向①



写真撮影方向②

